

岩手大学の復興支援に関する主な出来事

●平成23年 3月11日（金）午後 2 時46分 東日本大震災発生（※盛岡市 震度 5 強）

●平成23年

- 3月11日 **「危機対策本部」を設置**
 (1) 学生・児童・教職員の安否確認
 (2) 建物・設備の被害状況等確認

【岩手大学の被災状況】

(1) 学生・児童・教職員の被災状況

犠牲者：1名（学部学生）、被災学生※：377名
 ※家屋（実家）の損壊、家計支持者が亡くなった又は大幅に収入がなくなった、実家が原発の影響をうけた者など
 被災教職員：14名

(2) 建物・設備に関する被害

建物：「危険」「要注意」はなかったが、天井の破損、水漏れ等はある
 設備：分析機器等、修理・メンテナンスが必要な物品あり

3月12日 **一般入試後期日程試験を中止**

3月23日 **卒業式中止（※代替行事として、課程ごとの学位授与式を実施）**

3月28日 **岩手大学調査団による沿岸被災地の調査を実施**
 復興構想の作成に向けて、沿岸被災地にて津波被害の状況を把握するための調査を実施。

4月1日 **「岩手大学東日本大震災復興対策本部」を設置**
 ①情報・連絡調整、②学生支援、③施設・整備、④地域復興支援、⑤健康管理の5部門からなる復興対策本部を設置し、全学体制による復興支援活動を開始。

移動診療車による被災動物の診療を開始

農学部附属動物病院の産業動物用検診車を移動診療車「わんにゃんレスキュー号」として活用し、被災地での診療を実施。5月までに計5回実施し、延べ131頭の犬、猫等を診療。

4月6日 **学生によるボランティア活動開始**
 清掃作業、地域イベント運営支援、学習支援活動、ボランティアセンター運営支援等を実施。「岩手大学三陸復興サポート学生委員会」などが活動中。
 （平成29年3月までに延べ3,262名が活動）

4月7日 **入学式中止（※代替行事として、5月9日に「新入生歓迎の集い」を実施）**

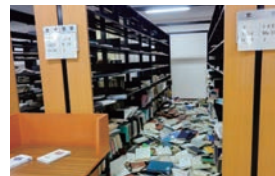
4月11日 **震災復興に関する委員会等への参画**
 政府の復興構想会議（検討部会）に教員1名参画。また、岩手県の津波復興委員会や被災市町村の復興計画策定委員会等に教員延べ25名が参画。

4月29日 **教職員によるボランティア活動開始**
 宮古市及び釜石市にて、避難所運営支援や側溝の汚泥除去、家屋清掃、物資配付等を実施（平成23年10月までに延べ298名が活動）。

5月9日 **前期授業開始（※例年より約1ヶ月遅れ。教育学部のみ4月18日に授業開始）**

5月18日 **「岩手県沿岸復興プロジェクト」開始**
 「被災者（緊急）支援」、「海洋産業」、「地域防災」、「産業復興」の4つの分野について、学内からプロジェクトを公募。平成23年度中に28事業を実施。

10月1日 **「岩手大学三陸復興推進本部」を設置**
 復興対策本部を発展的に改組し、長期的に復興支援を行う体制を整備。①教育支援、②生活支援、③水産業復興推進、④ものづくり産業復興推進、⑤農林畜産産業復興推進、⑥地域防災教育研究の各事業を展開。また、三陸沿岸での活動拠点として、釜石市にサテライト施設（釜石サテライト）を設置。
 【釜石サテライト】常勤職員2名、コーディネーター1名、事務補佐員1名を配置。



被災直後の図書館
（3月11日）



課程ごとの学位授与式
（3月23日）



移動診療車での診療
（4月1日～）



学生ボランティア活動
（4月6日～）



釜石サテライト設置
（10月1日）

- 10月30日 **東京海洋大学及び北里大学と「三陸水産業の復興と地域の持続的な発展に向けた3大学連携推進に関する基本合意書」を締結**
三陸水産業の復興に向けた3大学連携推進シンポジウムの開催
 東日本大震災により被害を受けた三陸沿岸の水産業について、岩手大学、東京海洋大学及び北里大学の3大学が地域と連携し、復興・発展を推進するため、「3大学連携推進に関する基本合意書」を締結し、シンポジウムを開催。
- 11月7日 **岩手県沿岸市町村復興期成同盟会と「岩手県沿岸市町村の復興と地域の持続的な発展に向けた連携・協力書」を締結**
 三陸沿岸の復興と地域の持続的な発展に向けて、岩手大学が取組む復興支援事業について連携・協力を行うため、岩手県沿岸市町村復興期成同盟会（沿岸13市町村で構成）と連携・協力書を締結。
- 12月9日 **文部科学省「大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業」(平成23年度第3次補正予算)に採択**
 ○三陸沿岸地域の「なりわい」の再生・復興の推進事業
 三陸沿岸地域の「なりわい」の再生・復興として、三陸ものづくり産業復興支援事業、農林畜産業復興支援事業、生活復興支援事業の3事業の復興を推進。
 ○いわての教育及びコミュニティ形成復興支援事業
 いわて高等教育コンソーシアム構成5大学（岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学、岩手大学）が互いの特徴とこれまでの復興支援の取組を最大限に生かし、「地域を担う中核人材育成事業」を展開。



3大学連携推進基本合意書締結
(10月30日)



寄贈されたワンにゃん号
(3月22日)



久慈エクステンションセンター設置
(4月3日)

●平成24年

- 3月22日 **マースジャパン社から岩手大学にペット専用移動診療車「ワンにゃん号」を寄贈**
 マースジャパン社が実施している被災地支援の一環として、岩手大学にペット専用移動診療車を寄贈。沿岸各地で開催される動物支援イベントにて、無料診療や相談会等を実施中。
- 4月1日 **「岩手大学三陸復興推進機構」を設置**
 復興推進本部を発展的改組し、学則に基づく組織に格上げ。復興支援に携わる教職員数を拡充し、復興支援体制をさらに強化。
- 「岩手大学地域防災研究センター」を設置**
 工学部附属地域防災研究センターを、文理融合型の全学施設として強化・充実。
- 4月3日 **「久慈エクステンションセンター」を設置**
 三陸沿岸での情報収集・発信や関係機関との連絡調整機能の強化のため、久慈市にエクステンションセンターを設置。大学本部・釜石サテライト・関係自治体等と連携・協力し、復興に向けた各種事業を推進。
- 10月1日 **「宮古エクステンションセンター」を設置**
 宮古市に宮古エクステンションセンターを設置。既存の釜石サテライト・久慈エクステンションセンターや関係自治体等と連携・協力して、復興支援活動を推進。
- 11月2日 **第7回マニフェスト大賞にて、震災復興支援・防災対策最優秀賞を受賞**
 第7回マニフェスト大賞（マニフェスト大賞実行委員会主催、毎日新聞社・早稲田大学マニフェスト研究所共催）において、自治体や民間企業、市民団体などによる活動を表彰する「震災復興支援・防災対策賞」の最優秀賞を岩手大学が受賞。



第7回マニフェスト大賞
「震災復興支援・防災対策賞」
最優秀賞を受賞
(11月2日)



釜石サテライト
(3月18日)

●平成25年

- 3月18日 **「釜石サテライト」移転**
 釜石市平田地区に釜石サテライト竣工。「岩手大学三陸水産研究センター」と「こころの相談ルーム」も開設。
- 4月1日 **「三陸水産研究センター」を設置**
 釜石サテライト内に岩手大学三陸水産研究センターを設置、隣接する岩手県水産技術センター等と連携しながら、三陸水産業の復興活動を推進。
- 4月3日 **「大船渡エクステンションセンター」を設置**
 大船渡市に大船渡エクステンションセンターを設置。既存の釜石サテライト・久慈・宮古エクステンションセンターや関係自治体等と連携・協力して、復興支援活動を推進。
- 5月11日 **「釜石サテライト竣工及び三陸水産研究センター設置記念式典」を実施**
 釜石サテライトの竣工と三陸水産研究センターの設置を記念し、式典を実施。
- 7月10日 **下村博文文部科学大臣が釜石サテライトを訪問**
 被災地でボランティアを行っている岩手大学、岩手県立大学の学生らと意見交換。



大船渡エクステンションセンター設置
(4月3日)



下村文部科学大臣が
釜石サテライトを訪問
(7月10日)

- 10月3日～ **後期全学共通教育科目として「岩手の研究『三陸の復興を考える』」を開催**
 震災からの復興について学術的観点から検討し、復興への関心を高めるとともに、復興を担う次代の人材を養成することを目的として、東日本大震災の概要、本県における被災状況及び復興に向けての課題・方向性などを総括的に学習し、その上で、復興への岩手大学の取組みを事例的に学習。
- 11月9日 **第3回全国水産系研究者フォーラムを開催**
 「震災後の三陸地域における水産業の現状と復興」をテーマに、全国水産系研究者のより一層の横断的ネットワークの構築と三陸復興を目指して開催し、100名以上が参加。
- 12月7日 **岩手大学三陸復興推進機構シンポジウム2013**
「つながって岩手～東京で広げる被災地コミュニティ～」を開催
 東京都板橋区において、岩手大学で行われている震災復興活動について紹介するとともに、東京でも広がりつつある被災地コミュニティについて、参加者の方々と対話も交えながら考えるシンポジウムを開催し、約230名が参加。



「つながって岩手～東京で広げる被災地コミュニティ～」を開催
 (12月7日)



旧大槌町役場の前で説明を受ける学生
 (1月18日)

●平成26年

- 1月17日・18日 **被災地の現状と復興の取組を学ぶ現地研修を実施**
 岩手の研究を履修している学生と実際に被災地でボランティア活動を行っている学生を対象に、1泊2日の現地研修を実施し、16名が参加。
- 3月22日 **SANRIKU（三陸）水産研究教育拠点形成事業報告会を開催**
 岩手大学・東京海洋大学・北里大学の3大学が取組んできた研究成果について三陸地域の漁業関係者の方々に知っていただくと共に、公設試験機関や全国の水産研究者との連携を強化していくことを目的に開催し、約90名が参加。
- 4月26日 **地域と創る“いわて協創人材育成+地元定着”プロジェクトによる被災地学修がスタート**
 地域の歴史・文化・特色を理解し、異分野の専門家との協働で自らの専門性を地域の課題解決へ実践することができる人材の育成を目指す地域と創る“いわて協創人材育成+地元定着”プロジェクトの一環として、今年度から全学部1年生の必修科目として「被災地学修」を実施。
- 6月27日 **低温低湿乾燥法による魚介乾製品「潮騒の一夜干し」販売記者会見開催**
 岩手大学と久慈市の加工販売会社との共同研究で誕生した魚介乾製品「潮騒の一夜干し」販売記者会見を開催。岩手大学の「低温低湿乾燥法」の技術を商品化に応用。設備導入の段階で、公益財団法人さんりく基金などの助成を受けるとともに、パッケージデザインは県内のプロデュース会社が担当し、産学官が協力したオール岩手の製品となった。
- 8月3日 **地域防災フォーラム「未来への復興まちづくり」を開催**
 神戸大学都市安全研究センターと連携し、阪神淡路大震災からの復興の経験を踏まえ、未来志向の復興まちづくりについて討議。



潮騒の一夜干し販売記者会見
 (6月27日)



地域防災フォーラム
 (8月3日)

●平成27年

- 1月31日 **平成26年度岩手大学三陸復興推進機構シンポジウムを開催**
 6部門の活動報告を行うとともに、「震災復興・地域創生と大学の役割」をテーマにパネルディスカッションを開催し、約100名が参加。
 また各部門・サテライト・エクステンションセンターの活動パネルと成果品等を展示。
- 3月4日 **岩手大学三陸復興シンポジウム2014**
「つながって岩手～東京で広げる被災地コミュニティ～」を開催
 25年度に引き続き、東京都板橋区において、「つながって岩手Part 2～春が来た、さぁ三陸に出かけよう！～」をテーマに首都圏向けのシンポジウムを開催し、約120名が参加。
 観光をテーマに首都圏向けに具体的な被災地への関わり方を提案し、被災地の交流人口増加を目指した。
- 3月14日～18日 **国連防災世界会議に参加**
岩手大学主催フォーラム「地域社会のレジリエンスとキャパシティ・ビルディング～被災地での岩手大学の実践と検証～」を開催
 仙台で開催された第3回国連防災世界会議に参加するとともに、岩手大学主催のフォーラムでは、岩手大学がこれまで取組んできた緊急対応、地域コミュニティの再生、防災教育などに関する実践活動の報告を行った。
- 5月31日 **小泉進次郎復興大臣政務官が岩手大学を訪問**
 本学の震災復興に向けた取組を紹介するとともに、復興支援活動を行っている学生や卒業生と意見交換。



国連世界防災会議に参加
 (3月14～18日)



小泉復興大臣政務官とのミーティング
 (5月31日)

- 9月16日 **公開シンポジウム「東日本大震災からの地域と農業の復興」を開催**
 農業環境工学関連5学会2015年合同大会実行委員会との共催。本学の教員などが被災地の農業やコミュニティの復興支援について説明した。
- 10月21日～11月4日 **岩手大学三陸復興推進機構企画展「東日本大震災における岩手大学の復興推進活動～被災地とともに希望の創出～」を開催**
 岩手大学三陸復興推進機構の取組についての展示のほか、土日祝日に三陸沿岸企業との産学官連携商品を中心とした物販を行った。また、サイドイベントとして10月24日に「岩瀨学長と復興推進活動を行っている学生たちとのミーティング」を開催。
- 12月11日 **岩手大学東日本大震災復興支援活動報告会「東京都北区・板橋区を中心とする首都圏の皆様へ感謝を込めて～」を開催**
 東日本大震災後に、東京都北区・板橋区の企業・一般市民の方々が「岩手大学被災学生支援の会」を設立し、被災学生へご支援をいただいたことに対して、支援活動の報告を行うとともに感謝の気持ちをお伝えした。



三陸復興推進活動の企画展示
(10月21～11月4日)



支援の会から被災学生の代表者に記念品を贈呈
(12月11日)

●平成28年

- 3月2日 **「いわて南部地粉そば」農林水産大臣賞受賞記者会見を開催**
 岩手大学と釜石市の企業との共同研究で誕生した「いわて南部地粉そば」が平成27年度優良ふるさと食品中央コンクール・新技術開発部門にて農林水産大臣賞を受賞したことを受け記者会見を開催。「低酸素気流を利用した粉体用連続式殺菌装置」を開発し、そばの生麺の風味を保ったまま賞味期限を延ばすことに成功。
- 4月1日 **「三陸復興・地域創生推進機構」を設置**
 「三陸復興推進機構」と「地域連携推進機構」を統合し新設。再建途上の三陸復興と人口減少化にある岩手県のまち・ひと・しごと創生を目的に県内自治体と連携し岩手発の新たな地方創生モデルを構築する。
- 5月10日～9月30日 **熊本地震の被災動物支援のためワンにゃん号を貸出**
 4月に発生した熊本地震の被害を受け、宮崎大学の要請によりペット専用移動診療車ワンにゃん号を貸出。宮崎大学農学部獣医学科が被災動物支援にあたった。
- 6月6日 **スターダスト☆レビューからの寄附を受け感謝状贈呈**
 音楽グループ「スターダスト☆レビュー」が本学の復興推進活動に10,000,000円を寄附。陸前高田市においてフリーライブを開催し、感謝状を贈呈。
- 9月3日～ **台風10号被災地へのボランティア活動**
 8月31日に発生した台風10号の被害を受け、学生、教職員が9月3日から久慈市、宮古市、岩泉町に流木撤去や泥上げ作業の支援に入った。(延べ411名が活動)
- 11月25日 **「三陸復興・地域創生推進機構発足記念シンポジウム」を開催**
 「三陸復興・地域創生推進機構」の発足を記念して本田敏明遠野市長、坂本修一文部科学省産業連携・地域支援課長を招いてシンポジウムを開催。
- 12月1日 **「ものづくり技術研究センター看板除幕式・特別講演会」を開催**
 「ものづくり技術教育研究部門」を担う「ものづくり技術研究センター」の看板除幕式と特別講演会を開催。発足を記念して本田敏明遠野市長、坂本修一文部科学省産業連携・地域支援課長を招いてシンポジウムを開催。
- 12月11日 **「平成28年度三陸復興・地域創生推進機構首都圏報告会」を開催**
 東京海洋大学を会場に首都圏に住む方を対象とした報告会を開催。被災地で活動している教員・学生からの活動紹介とともにパネル展示やビデオ上映を通して取組を紹介。



いわて南部地粉そば記者会見
(3月2日)



スターダスト☆レビューへ
感謝状贈呈
(6月6日)



久慈市街地での泥上げ作業
(9月3日)



三陸復興・地域創生推進機構発足記念シンポジウムでのパネルディスカッション
(11月25日)

●平成29年

- 2月11日 **「子どもの心とあゆみを支えるシンポジウム」を開催**
 心のケア班において福島・宮城・岩手で行われている子どもへの支援活動を通して、東日本大震災のこれまでとこれからの心の支援を考えるシンポジウムを開催。
- 6月11日 **「釜石キャンパス看板除幕式及び開設記念フォーラム」を開催**
 農学部食料生産環境学科水産システム学コースと大学院総合科学研究科地域創生専攻地域産業コース水産業革新プログラムが新設されたことに伴い釜石キャンパスを開設した。それを記念して釜石キャンパス看板除幕式及び開設記念フォーラムを開催。



平成28年度三陸復興・地域創生推進機構首都圏報告会
(12月11日)

- 7月27日 **「アドバイザーボード会議」を開催**
三陸復興・地域創生推進機構の運営に関して、評価・助言をいただき、アドバイザーボード会議を開催。
- 12月3日 **「平成29年度三陸復興・地域創生推進機構首都圏報告会」を開催**
日比谷図書館コンベンションホールを会場に首都圏に住む方を対象とした報告会を開催。被災地で活動している教員・学生からの活動紹介とともにパネル展示やビデオ上映を通して取組を紹介。



第1回アドバイザーボード会議の様子
(7月27日)

●平成30年

- 4月1日 **「NEXT STEP工房」を開設**
地域が抱える課題や学生自身が課題と考えてる事象について、その解決を図り、地域とともに成長することを目的としてNEXT STEP工房を創設。
- 5月18日 **「銀河オープンラボ」の設置及び開所式を開催**
事業化可能性の高い研究シーズを軸に、参画企業と研究開発から実証までを行う拠点として、銀河オープンラボを設置し、それを記念して開所式を開催。
- 12月1日 **「岩手大学管弦楽団第58回定期演奏会釜石講演」を開催**
釜石市民ホールTETTOを会場に、沿岸部で初となる管弦楽団の定期演奏会を開催。
- 12月2日 **「平成30年度三陸復興・地域創生推進機構 首都圏報告会」を開催**
日比谷図書館コンベンションホールを会場に首都圏に住む方を対象とした報告会を開催。
- 12月23日 **岩手大学吹奏楽部ウインターコンサート in 陸前高田**
陸前高田市コミュニティホールのシンガポールホールを会場にウインターコンサートを開催。



NEXT STEP工房ワークショップの様子
(6月3日)



銀河オープンラボ
(5月18日)

●平成31年（令和元年）

- 4月1日 **「三陸復興・地域創生推進機構」に企画室を設置**
大規模な組織になったことに伴い、機構の円滑な運営を行うため、部門間の情報共有・調整を行う役割として全体の統括を行う企画室を設置。
- 「宮沢賢治センター」が「宮沢賢治いわて学センター」へ名称を変更**
人文社会科学部の付属センターとして「宮沢賢治いわて学センター」に名称を変更。
- 10月2日～ **岩手生涯学習士育成講座**
社会教育・保険福祉関連の行政職員、NPO等地域の課題に取り組んでいる方々に対し、地域問題解決に取り組む力を育むキャリアアップ講座。
- 10月20日 **三陸復興・地域創生推進機構 震災復興トークショー**
立教大学池袋キャンパスを会場に「拡大コミュニティで生き残り！-岩手から伝えたいこと-」をテーマに震災復興トークショーを開催した。



岩手大学管弦楽団
第58回定期演奏会釜石講演
(12月1日)



岩手大学吹奏楽部
ウインターコンサートin 陸前高田
(12月23日)

●令和2年

- 10月1日 **「研究支援・産学連携センター」「地域社会教育推進室」を設置**
担当理事及び副学長の下、教育研究施設を機動的に運営するため、組織の見直しを行い、研究推進機構、三陸復興・地域創生推進機構を改組し、10月1日より研究支援・産学連携センター及び地域社会教育推進室を設置。



いわて生涯学習士育成講座
(10月2日～)



震災復興トークショー
(10月20日)

① 岩手大学三陸復興・地域創生推進機構規則

平成28年3月24日 制定
令和2年4月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第7条の3の規定に基づき、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、岩手大学の社会貢献目標に基づき、東日本大震災により被災した三陸沿岸地域等の復興を支援し推進するとともに、岩手大学の教育研究成果及び知的資産の地域への普及・還元を図り、地域創生における大学戦略を各部局と連携の上、推進することを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、前条の目的を遂行するため、次に掲げる業務を行う。
一 三陸沿岸地域等の復興支援・推進に関すること。
二 地域創生の企画、推進に関すること。
三 生涯学習機会の提供及び支援に関すること。
四 大学発ベンチャーの創出・育成に関すること。
五 盛岡市産学官連携研究センターに関すること。
六 三陸水産研究を通じた教育研究領域に関すること。
七 平泉文化研究を通じた教育研究領域に関すること。
八 地域防災研究を通じた教育研究領域に関すること。
九 ものづくり技術研究を通じた教育研究領域に関すること。
十 その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関すること。
2 機構の業務を行う際には、他部局と連携・協力を図るものとする。

(部門等)

第4条 機構に前条の業務を遂行するため、次に掲げる部門を置く。
一 三陸復興部門
二 地域創生部門
三 生涯学習部門
四 三陸水産教育研究部門
五 平泉文化教育研究部門
六 地域防災教育研究部門
七 ものづくり技術教育研究部門
2 機構業務の企画及び管理等のため、機構に企画室を置く。
3 部門の業務を円滑に遂行するため、部門に班又はそれに相当する組織を置くことができる。
4 三陸水産教育研究部門の業務は、三陸水産研究センターが、担うものとする。
5 平泉文化教育研究部門の業務は、平泉文化研究センターが、担うものとする。
6 地域防災教育研究部門の業務は、地域防災研究センターが、担うものとする。
7 ものづくり技術教育研究部門の業務は、ものづくり技術研究センターが担うものとする。
8 第1項第二号に掲げる地域創生部門を地域連携・創生センターと称することができる。

(組織)

第5条 機構に、次の職員を置く。
一 機構長
二 室長
三 部門長
四 専任教員
五 特任教員、特任研究員、特任専門職員
六 兼務教員
七 兼務職員
八 その他の職員（以下「機構職員」という。）

(機構長)

第6条 機構長は、機構全般の業務及び運営を統括する。
2 機構長は、復興・地域創生を担当する理事又は副学長をもって充てる。

(副機構長)

第7条 機構長が必要と認めるときは、副機構長を置くことができる。
2 副機構長は、機構長の職を補佐する。
3 副機構長は、岩手大学の専任教員のうちから当該教員の所属する学部等の長の同意を得て機構長が推薦し、学長が任命する。
4 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第8条 室長は、企画室の業務を総括整理するとともに、機構長の職務を補佐する。
2 室長は、理事又は岩手大学の専任教員のうちから機構長が推薦し、学長が任命する。なお、専任教員を推薦するにあたっては当該教員の所属する学部等の長の同意を得るものとする。
3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(副室長)

第9条 機構長が必要と認めるときは、企画室に副室長を置くことができる。
2 副室長は、室長の職を補佐する。
3 副室長は、第5条第三号から第八号に掲げる者又は副機構長（副機構長が置かれている場合に限る。）の中から機構長が推薦し、学長が任命する。
4 副室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第10条 部門長は、当該部門の業務を総括整理するとともに、機構長の職務を補佐する。
2 部門長は、岩手大学の専任教員のうちから当該教員の所属する学部等の長の同意を得て機構長が推薦し、学長が任命する。
3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。
4 地域創生部門長を地域連携・創生センター長と称することができる。

(副部門長)

第11条 機構長が必要と認めるときは、部門に副部門長を置くことができる。
2 部門長は、部門長の職を補佐する。
3 副部門長は、部門所属の専任教員及び兼務教員のうちから、当該教員の所属する学部等の長の同意を得て機構長が推薦し、学長が任命する。
4 副部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第12条 専任教員は、機構の当該部門の業務を処理する。
2 専任教員は、第21条に規定する岩手大学三陸復興・地域創生推進機構会議（以下「機構会議」という。）が候補者を推薦し、機構長の申請に基づき学長が任命する。

(特任教員、特任研究員、特任専門職員)

第13条 特任教員、特任研究員、特任専門職員（以下「特任教員等」という。）は、所属する部門の業務を処理するとともに、他部門の業務について協力し分担する。
2 特任教員等は、機構会議が候補者を推薦し、学長が任命する。

(兼務教員)

第14条 兼務教員は、専任教員と協力し所属する部門の業務を処理するとともに所属学部等との連絡調整に当たるものとする。
2 兼務教員は、機構会議が候補者を推薦し、機構長の申請に基づき学長が任命する。
3 機構長は、前項の申請に当たっては、当該教員の所属する学部等の長の同意を得るものとする。
4 兼務教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼務職員)

第15条 兼務職員は、所属する部門の業務を処理する。
2 兼務職員は、部門長が候補者を推薦し、学長が任命する。

(客員教授等)

第16条 機構に客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。
2 客員教授等の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
3 客員教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(客員研究員)

第17条 機構に、客員研究員を置くことができる。
2 客員研究員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
3 客員研究員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(地域創生推進協力員)

第18条 機構は、地域創生等の推進を図るための調査及び企画・調整等の業務に従事する地域創生推進協力員を置くことができる。

2 地域創生推進協力員に関し必要な事項は、別に定める。

(機構職員)

第19条 機構職員は、機構の業務に従事する。

(サテライト等)

第20条 機構は、第3条に掲げる業務を行うため、現地における活動拠点として各市町村にサテライトを置くことができる。

2 機構は、各市町村等との連絡調整を行うため、各市町村にエクステンションセンターを置くことができる。

(機構会議)

第21条 機構は、第3条に掲げる業務に関する事項及び機構の運営に関する事項を審議するため、三陸復興・地域創生推進機構会議を置く。

2 機構会議に関する規則は、別に定める。

(アドバイザーリーボード)

第22条 機構の運営に関して評価及び助言を受けるため、アドバイザーリーボードを置くことができる。

2 アドバイザーリーボードに関する規則は、別に定める。

(企画室会議及び部門会議)

第23条 機構の運営に関する事項を協議するため、企画室に企画室会議を置く。

2 各部門の運営に関する事項を審議するため、各部門に部門会議を置く。

3 企画室会議及び部門会議に関する規則は、別に定める。

(庶務)

第24条 機構の庶務は、関係部局等の協力を得て、地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

② 岩手大学三陸復興・地域創生推進機構会議規則

平成28年3月24日 制定
令和2年3月25日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構規則（以下「規則」という。）第21条第2項の規定に基づき、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構会議（以下「機構会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 機構会議は、規則第3条に規定する岩手大学三陸復興・地域創生推進機構（以下「機構」という。）の業務に関する事項を審議するほか、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 機構の中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。
- 二 機構の管理・運営の基本方針に関すること。
- 三 機構の予算及び決算に関すること。
- 四 機構の評価に関すること。
- 五 機構の専任教員の人事（懲戒を除く。）に関すること。
- 六 機構の特任教員、特任研究員、特任専門職員及び兼務教員候補者の推薦に関すること。
- 七 機構の客員教授等に関すること。
- 八 機構の専任教員の兼業兼職審査に関すること。
- 九 機構の外部資金受入審査に関すること。
- 十 その他機構の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 機構会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 一 機構長
- 二 副機構長（副機構長が置かれている場合に限る。）
- 三 室長及び部門長
- 四 副室長及び副部門長（副室長及び副部門長が置かれている場合に限る。）
- 五 各学部の副学部長又は評議員各1名
- 六 総合科学研究科地域創生専攻長
- 七 研究・地域連携部長
- 八 その他機構長が必要と認めた者

(議長)

第4条 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、機構会議を招集し、議長となる。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 機構会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 機構会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第5号に掲げる事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 機構会議が必要と認めるときは、委員以外の者を機構会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 機構会議に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 機構会議の庶務は、地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、機構会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

③ 岩手大学三陸復興・地域創生推進機構アドバイザーリーボード規則

平成31年4月1日 制定
令和2年3月25日 最終改正

復興・地域創生推進機構アドバイザーリーボード（以下「アドバイザーリーボード」という。）に関し、必要な事項を定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構規則（以下「規則」という。）第22条第2項の規定に基づき、岩手大学三陸

(任務)

第2条 アドバイザーリーボードは、機構長の求めに応じ、機構の運営に関して評価及び助言を行う。

- (組織)
第3条 アドバイザリーボードは、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
一 機構長が委嘱する外部有識者 若干名
二 その他機構長が必要と認めた者 若干名
2 前項に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (運営)
第4条 アドバイザリーボードに委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 委員長は、アドバイザリーボードを主宰する。

- (庶務)
第5条 アドバイザリーボードの庶務は、地域連携推進課において処理する。
- (雑則)
第6条 この規則に定めるもののほか、アドバイザリーボードの運営に関し、必要な事項は別に定める。
- 附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

④ 岩手大学三陸復興・地域創生推進機構三陸復興部門会議規則

平成28年7月15日 制定
令和2年2月5日 最終改正

- (趣旨)
第1条 この規則は、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構規則（以下「規則」という。）第23条第3項の規定に基づき、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構三陸復興部門（以下「部門」という。）に置く会議（以下「部門会議」という。）に関し、必要な事項を定める。
- (審議事項等)
第2条 部門会議は、次に掲げる事項を審議するとともに、必要に応じ岩手大学三陸復興・地域創生推進機構会議への提言を行う。
一 部門の中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。
二 部門のプロジェクト年度計画に関すること。
三 三陸沿岸地域等の復興支援・推進に関すること。
四 その他部門の運営に関すること。
- (組織)
第3条 部門会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。
一 部門長
二 規則第4条第3項に定める班又はそれに相当する組織を置いた場合の長
三 地域連携推進課長
四 その他機構長又は部門長が必要と認めた者
2 部門に規則第11条に定める副部門長を置いた場合は、前項の部門会議の委員とする。
- (議長)
第4条 部門会議に議長を置き、部門長をもって充てる。

- 2 議長は、部門会議を招集し、主宰する。
3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- (会議)
第5条 部門会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
2 部門会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (委員以外の者の出席)
第6条 部門長が必要と認めたときは、委員以外の者を部門会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- (庶務)
第7条 部門会議の庶務は、地域連携推進課において処理する。
- (雑則)
第8条 この規則に定めるもののほか、部門会議に関し必要な事項は、別に定める。
- 附 則
この規則は、平成28年7月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

⑤ 岩手大学三陸復興・地域創生推進機構地域創生部門会議規則

平成28年7月15日 制定
令和2年2月5日 最終改正

- (趣旨)
第1条 この規則は、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構規則（以下「規則」という。）第23条第3項の規定に基づき、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構地域創生部門（以下「部門」という。）に置く会議（以下「部門会議」という。）に関し、必要な事項を定める。
- (審議事項等)
第2条 部門会議は、次に掲げる事項を審議するとともに、必要に応じ岩手大学三陸復興・地域創生推進機構会議への提言を行う。
一 部門の中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。
二 部門のプロジェクト年度計画に関すること。
三 地域創生の企画、推進に関すること。
四 産学官連携の推進に関すること。
五 盛岡市産学官連携研究センターに関すること。
六 その他部門の運営に関すること。
- (組織)
第3条 部門会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。
一 部門長
二 専任教員
三 特任教員

- 四 規則第4条第3項に定める班又はそれに相当する組織を置いた場合の長
五 各学部からの兼務教員 各1名
六 地域連携推進課長
七 その他機構長又は部門長が必要と認めた者
2 部門に規則第11条に定める副部門長を置いた場合は、前項の部門会議の委員とする。
- (議長)
第4条 部門会議に議長を置き、部門長をもって充てる。
2 議長は、部門会議を招集し、主宰する。
3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- (会議)
第5条 部門会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
2 部門会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (委員以外の者の出席)
第6条 部門長が必要と認めたときは、委員以外の者を部門会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- (庶務)
第7条 部門会議の庶務は、地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、部門会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年7月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

⑥ 岩手大学三陸復興・地域創生推進機構生涯学習部門会議規則

平成28年7月15日 制定
令和2年2月5日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構規則（以下「規則」という。）第23条第3項の規定に基づき、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構生涯学習部門（以下「部門」という。）に置く会議（以下「部門会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 部門会議は、次に掲げる事項を審議するとともに、必要に応じて岩手大学三陸復興・地域創生推進機構会議への提言を行う。
一 部門の中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。
二 生涯学習に係る事業計画の策定及び実施に関すること。
三 その他生涯学習に関すること。

(組織)

第3条 部門会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。
一 部門長
二 専任教員
三 特任教員
四 規則第4条第3項に定める班又はそれに相当する組織を置いた場合の長
五 各学部からの兼務教員 各1名
六 地域連携推進課長
七 その他機構長又は部門長が必要と認めた者
2 部門に規則第11条に定める副部門長を置いた場合は、前項の部門会議の委員とする。

(議長)

第4条 部門会議に議長を置き、部門長をもって充てる。
2 議長は、部門会議を招集し、主宰する

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部門会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
2 部門会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部門長が必要と認めたときは、委員以外の者を部門会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部門会議の庶務は、地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、部門会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年7月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

⑦ 岩手大学三陸復興・地域創生推進機構企画室会議規則

平成31年4月1日 制定
令和2年2月5日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構規則（以下「規則」という。）第23条第3項の規定に基づき、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構企画室（以下「企画室」という。）に置く会議（以下「企画室会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 企画室会議は、次に掲げる事項について意見交換するとともに、必要に応じて岩手大学三陸復興・地域創生推進機構会議への提言を行う。
一 岩手大学三陸復興・地域創生推進機構（以下「機構」という。）業務の企画及び管理に関すること。
二 機構の各部門間の連絡調整に関すること。
三 各部署との連携に関すること。
四 その他機構の運営に関すること。

(組織)

第3条 企画室会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。
一 室長
二 機構の各部門長
三 研究・地域連携部長

四 地域連携推進課長

五 その他室長が必要と認めた者

2 企画室に規則第9条に定める副室長を置いた場合は、前項の企画室会議の委員とする。

(議長)

第4条 企画室会議に議長を置き、室長をもって充てる。
2 議長は、企画室会議を招集し、主宰する。

(会議)

第5条 企画室会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第6条 室長が必要と認めたときは、委員以外の者を企画室会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 企画室会議の庶務は、地域連携推進課において処理する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。